

令和2年度

# 事業計画書

〔 事 務 局  
地域包括支援センター  
うみねこ園  
生活支援体制整備 〕

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

社会福祉法人女川町社会福祉協議会

# 令和2年度事業計画

## 1 基本方針

本会が新たに策定した「第5次女川町地域福祉活動計画」は、女川町が策定した「女川町地域福祉計画」と一体的に推進していくために、「地域の支えあいとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち おながわ」を共通の基本理念としております。

第5次女川町地域福祉活動計画では、「地域づくり」を進めていく過程のなかで、一人ひとりが尊い存在として重んじられ、孤立感を感じることなく地域社会の中で生きることを大切に、そのうえで地域や住民が主体となり、共に参加し・支えあいながら身近な問題の解決に向け、よりよい地域社会の構築を目指すための5ケ年の計画です。

本年度は、計画実施の初年度となります。第4次女川町地域福祉活動計画で育んできた地域の力を1つの大きな軸とし、重点的に以下の活動を行い、産学官民が共に歩みながらより一層、話し合いや問題を解決していく土壌を肥し、複合的な課題をも受け止められる場として「地域」を目指します。

## 2 基本目標

- ① 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域
- ② 互いが支えあう地域
- ③ 誰もが安心して暮らせる地域
- ④ 組織の基盤強化

## 3 取組み内容

- ① 住民の権利擁護の実現
- ② 住民主体による支えあい活動の活性化
- ③ 相談しやすい環境整備
- ④ 経営基盤の強化

## 4 基本理念を実現するための視点・考え方

### ① 自助から互助

自分自身が健康で安心かつ文化的な生活を送ることを基本とし、自分らしく生きることを目指します。また、震災後の新たなコミュニティにおいても、自身を大切にしながら他者との関わりあいのなかで豊かな生活を実現します。

### ② 自助・互助・共助

新たなコミュニティの中でも誰かを支え、誰かに支えられていることを実感しながら、お互いのつながりが地域に広まり、一人ひとりが地域の大切な資源となることを実現できるようにします。また、震災後つながりづくりに力を入れてきた結果を踏まえ、さらに活性化を図ることで、地域全体が元気でいられることを実現できるようにします。

③ 自助・互助・共助を支える公助

個人や地域がかかえる複合的な生活課題において、制度の活用や関係機関と連携を図ることで、包括的な対応や仕組みをつくれるようにしていきます。

④ 住民・地域に関わる全ての人とともに

社協の活動原則の中心は住民であり、住民ニーズに立脚した活動を住民が自主的に取り組むために、様々な機関や団体とも協働しながら計画的かつ総合的に活動を進めていきます。

また、活動を遂行する住民・地域に関わる全ての人とともに、「地域福祉」についての理念や役割を十分理解しながら取り組んでいきます。

# 事 務 局

法人の運営にかかる事業	実施活動及び内容
(1)本会の運営に関すること。	①正副会長会議の開催 ②理事会・監事会・評議員会の開催 ③役員等の研修会の実施 ④支部長会議の開催 ⑤部会の在り方についての検討
(2)会員募集に関すること。	会員（一般・賛助・特別）の加入促進及び増強
(3)地域福祉活動計画の進行管理等に関すること。	地域福祉活動計画の進捗管理及び評価の実施
(4)施設の経営に関すること。	①女川町地域活動支援センターうみねこ園の経営 ②女川町地域包括支援センターの運営
(5)社会福祉の推進に関すること。	第 16 回女川町社会福祉推進大会の開催

基本目標 1	一人ひとりが自分らしく暮らせる地域	
目指す姿	一人ひとりが、自分自身を大切にし、その人らしい自立した生活ができることを目指します。	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	具体的な取組み	実施主体ごとの取組み
(1)住民の権利擁護の実現 【総務係・地域福祉係】	①地域における権利擁護の体制づくり ②日常生活自立支援事業「まもり一歩」の周知・活用 ③住民参加による権利擁護の理解・促進 ④市民後見人の養成に向けた働きかけ ⑤虐待防止に向けた情報発信 ⑥法人後見による自己実現支援 ⑦法人後見業務の強化	○関係機関と連携した相談支援 ○広報紙やつどいの場等さまざまな機会を活用し、事業内容を周知することで、必要な人が活用できるよう支援する ○権利擁護に関する研修会の開催 ○市民後見制度の啓発 ○虐待防止に向けた情報発信 ○身上に寄り添った自己実現支援 ○福祉学習の実施 ○定期的な被後見人の状況把握とケース検討 ○研修会への参加
(2)健康な心と体づくり 【地域福祉係】	①心身の健康づくりや介護予防の取組み ②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取組み支援 ③地域のお世話役等の育成	○地域活動の情報収集 ○地域活動における関係者との調整 ○リーダー育成における健康づくり、介護予防の研修紹介
(3)社会参加へのきっかけづくり 【地域福祉係】	①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援 ②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるような支援	○生活支援コーディネーターによる地域支援 ○集いの場づくり ○個人の特性に応じた活動ができるような情報提供とサポート

基本目標 2	互いが支えあう地域	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが孤立感を感じることなく、互いを尊重し、多様性を認めあえる地域を目指します。</li> <li>自分の力を地域に活かすことで、一人ひとりが担い手となり、支えあえる地域を目指します。</li> </ul>	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取組み	実施主体ごとの取組み
(1)ボランティア活動の活性化 【地域福祉係】	<b>(1)ボランティアセンター機能の強化</b> ①新規登録者の確保 ②広報・啓発活動の充実 <b>(2)ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ</b> <b>(3)有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施</b>	○ボランティア活動ハンドブックの作成 ○広報紙とホームページの充実 ○ふれあいサロン等の立ち上げ支援 ○運転ボランティアの人材育成
(2)住民主体による支えあい活動の活性化 【地域福祉係】	<b>地域での見守り体制の推進</b> ①情報交換や協議の場づくり ②支えあい意識を高めるための取組み ③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援 ④地域のリーダー育成 ⑤救急医療情報キットの配布と活用 <b>(2)地域課題と解決するための協議の場づくり</b> ①座談会の開催 ②地区役員への福祉意識の啓発 <b>(3)住民同士の支えあいによる生活支援の展開</b> ①資源開発 ②生活支援サービスについての調査・検証	○地域団体の交流促進と活性化 ○声がけの推進 ○あいさつの推進 ○リーダー育成講座の開催 ○救急医療情報キットの配布と啓発 ○座談会の開催支援 ○福祉出前講座の実施 ○住民主体の地域事業への支援 ○住民ニーズの把握と反映
(3)支えあうためのネットワークの充実 【地域福祉係】	①企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発 ②地域づくり会議（仮）の開催 ③支援種別（テーマ別）に応じたネットワーク会議（プラットフォーム）の開催 ④地域と関係者との連携 ⑤関係機関との連携	○広報紙「社協だより」の配布 ○生活支援体制整備事業第一層協議体の開催 ○女川町地域ケアネットワーク会議への参加 ○地域個別ケア会議・地域ケア会議の開催 ○生涯学習課・健康福祉課・社会福祉協議会事務打合せ会への参加

基本目標 3	誰もが安心して暮らせる地域	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが、住み慣れた地域において生涯にわたって、安心して自分らしい生き方ができる地域社会を目指します。</li> <li>誰もが、必要に応じたサービスや資源につながりながら、ともに生きる地域社会を目指します。</li> </ul>	
地域福祉活動計画における具体的な支援や取り組み内容	具体的な取り組み	実施主体ごとの取り組み
(1)相談しやすい環境整備 【地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談員の質の向上</li> <li>②総合相談ケアパスの作成</li> <li>③地域内で相談できる仕組みづくり</li> <li>④相談窓口の周知・情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対人援助向上等スキルアップ研修の企画、開催</li> <li>○相談対応フローチャート及び住民向け総合相談ケアパスの作成</li> <li>○地域内相談対応の仕組みづくり</li> <li>○支部長、民生委員児童委員、福祉活動推進員等の研修開催</li> <li>○様々な手段による住民目線の情報提供</li> </ul>
(2)情報の活用促進 【総務係・地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ホームページ・社協だより・リーフレット・SNS等の活用</li> <li>②相談窓口の周知</li> <li>③集いの場を活かした情報提供</li> <li>④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し</li> <li>⑤情報提供のバリアフリー</li> <li>⑥リーダーに情報提供（質の良い）し、口コミで伝えてもらう</li> <li>⑦情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協だよりの発行やホームページの充実、リーフレットの作成、SNSによる情報発信</li> <li>○住民の相談内容に応じた窓口の周知</li> <li>○住民活動の場を活かした情報提供</li> <li>○地域や住民への情報発信の促し</li> <li>○偏りが生じない情報の提供</li> <li>○住民に対する確実な情報の提供</li> <li>○地域での活動者と情報交換による情報収集</li> </ul>
(3)生活困窮者への支援 【地域福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の周知</li> <li>②関係機関との協働支援</li> <li>③フードバンク（ネットワーク）の支援の確立</li> <li>④生活福祉資金・生活安定資金の活用</li> <li>⑤多様な貸付制度の周知・紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙「社協だより」等による周知</li> <li>○生活困窮者の相談対応</li> <li>○フードバンクの実施</li> <li>○生活福祉資金・生活安定資金の貸付</li> <li>○多様な貸付制度の周知・紹介</li> </ul>

地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	具体的な取組み	実施主体ごとの取組み
(4)災害時支援のための協働 【地域福祉係】	①町と協働で避難行動要支援者名簿の作成 ②要配慮者等との避難訓練の実施 ③防災・災害時に備えた訓練 ④ボランティア人材の確保 ⑤被災地区以外からの支援者派遣	○避難行動要支援者名簿の作成（協力） ○要配慮者等との避難訓練の実施 ○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 ○災害ボランティア講座の開催 ○町内ボランティア派遣による災害支援

基本目標 4	組織の基盤強化
目指す姿	多様な事業を展開するためには、健全な法人運営が基本であり、そのため必要な人材と財源の確保に努め、安定した運営基盤を築き、円滑な事業運営を目指します。

地域福祉活動計画における具体的な支援や取組み内容	具体的な取組み	実施主体ごとの取組み
(1)人材の育成と確保 【総務係】	①内部・外部研修による職員のスキルアップ ②長期的な人員の配置計画による人材の確保 ③資格取得の推奨	○内部研修の実施 ○外部研修への参加 ○計画的な人事管理 ○業務内容と人員配置の見直し ○資格を取得しやすい環境づくり
(2)経営基盤の強化 【総務係】	①会員募集の拡大 ②行政・民間の補助金や受託事業の活用 ③計画的な予算の執行 ④中長期の財源計画の策定	○ホームページを活用した会員募集 ○行政や各種団体補助金の申請と活用 ○受託事業の見直し ○部署ごとの予算管理、執行 ○実績額に基づいた予算措置 ○中長期の収支予算見込の算定 ○中長期の財源確保に向けた検討や協議

## 女川町生活支援体制整備事業

<p>1 事業の方向性</p>	<p>女川町生活支援体制整備事業を受託し、住民・関係団体・行政等の関係者の連携・協働を推進しつつ、地域に必要とされる通いの場や生活支援等サービスの創出に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、本会ならではの視点を活かし、高齢者だけでなく障害者や子育て世帯、生活困窮者世帯等の住民を含め、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、丸ごと包み込み支えあう地域づくり「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の実現を住民と共に考え進めます。</p>
<p>2 事業の概要</p>	<p>(1) 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>高齢者等の生活支援等サービスの体制整備を推進していくため、日常生活圏域を中心に生活支援コーディネーター2名を配置し次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域資源の開発</li> <li>②ネットワークの構築</li> <li>③ニーズとサービスのマッチング</li> <li>④サービス及び支援の担い手となるボランティア等の養成</li> <li>⑤その他業務の実施に関し必要な業務</li> </ul> <p>(2) 協議体の設置</p> <p>生活支援等サービスの提供主体同士が情報を共有し、連携強化を図るための場となる協議体を設置し次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進</li> <li>②生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けての企画、立案及び方針策定</li> <li>③地域づくりにおける目標の共有</li> <li>④情報交換の場及び働きかけの場の整備</li> <li>⑤その他業務の実施に関し必要な業務</li> </ul>
<p>3 日常生活圏域</p>	<p>圏域名：西エリア 該当地域：大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、上四、上五、西、小乗浜</p> <hr/> <p>圏域名：東エリア 該当地域：高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島</p>



# 女川町地域包括支援センター

## I. 運営方針

◆女川町第7期介護保険事業計画最終年度となり、「すべての高齢者が生涯にわたり、生きがいを持ちながら健やかで安心して暮らしていける社会の実現」に向けての事業運営を引き続き行います。また、本会の重点事項である「地域づくり」を根底におきながら、高齢者が地域で安心して生活を続けられるネットワークを構築し、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアの実現に向け取り組みます。

### ○方針の実現に向けた取り組み

- ・高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、個人の権利や尊厳を守りつつ、その人らしい生活が継続できるように、必要な支援につなぐような総合性。
- ・介護保険サービスのみならず、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス、支え合いなどの社会資源を有機的に結びつける包括性。
- ・高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する継続性。
- ・地域の状況や地域住民の声など実態を把握し、地域の先を見据えた予防的な取り組み。
- ・社会福祉協議会が行う地域福祉活動や地域支援・生活支援活動や、行政、関係機関、地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な事業展開および地域包括ケアの推進。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごす事ができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び福祉の増進の為に今後も継続して三職種等（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員）が連携し専門性を活かしたチームアプローチ。

## II. 各事業の進め方

### 1 包括的支援事業

#### (1) 総合相談支援業務

- 高齢者、家族、地区住民、民生委員等の地域のネットワークおよび関係機関や団体等を通じた様々な相談対応を行い、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう支援を行います。
- 高齢者等の実態把握を行うとともに、個別ニーズから新たなサービスや仕組み作りの協議・検討を関係機関とを行い、地域支援・地域福祉活動へつなげられるような組織的な取り組みを共に行います。

#### 【具体的取り組み】

- ・総合相談の情報提供や窓口などを広報紙および地域の集いの場を活用し周知します。
- ・専門研修への参加及び研修企画、開催へ協力します。
- ・総合相談ケアパスの作成及び地域内で相談できる仕組み作りに向けた協議をします。
- ・地域の相談窓口である相談協力員への研修を開催します。

## (2) 権利擁護業務

○適切なサービス等につながらない等の困難な状況にある高齢者や虐待につながる恐れのある高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を守るための支援を行います。

### 【具体的取組み】

- ・関係機関と連携した相談を行います。
- ・高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらうために、町と連携しながら、高齢者虐待の実態や通報義務等の対応についての啓発活動を行います。
- ・地域における見守り等ネットワークと連携し、高齢者虐待や消費者被害等の未然防止と早期発見に努めます。また、町や関係機関と連携を図り初期段階における迅速かつ適切な対応を行います。
- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、家族や関係機関等と連携し、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、法律的行為などの支援を行います。
- ・地区お茶会等の集いの場や広報紙を活用し権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業「まもり一ぶ」について周知・啓発をするとともに、相談の内容に応じて各種制度の説明や関係団体の案内等を行いながら利用を支援します。
- ・権利擁護に関する研修参加により職員の対応力の向上を図ります。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○地域の介護支援専門員やサービス事業所に対し、相談窓口としてケアプランの作成やサービス担当者会議の開催などを支援するとともに、必要に応じて制度や施策に関する情報提供を行います。また、介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係者、関係機関との連携の下で、具体的に支援方針を検討し、助言・サポートを行い、医療や介護など多職種連携体制の構築を目指します。更には、介護支援専門員相互の日常的な情報交換等を行う場を設定し、ネットワークの構築を図り、医療と福祉など多職種連携体制の構築を目指します。

### 【具体的取組み】

- ・支援困難者事例に対し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等、介護支援専門員に対し、必要な支援を継続します。
- ・支援困難事例に対し、所内で相談内容を共有・意見交換し適切な助言、対応ができるよう努めます。
- ・単独の機関では解決が困難なケース等包括的な支援が提供されるよう、問題を整理し、ケース検討会議を行います。(必要時)。
- ・地域包括ケア推進と介護支援専門員の技術向上のため、居宅介護支援事業所介護支援専門員と協働し、勉強会や研修会等を企画し実践します。

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 介護予防普及啓発事業

○より多くの住民が自分自身の心と体に関心をもち、その人らしく生活が送れるように、介護予防の基本的な知識を紙面や集いの場を活用しながら普及啓発し、また講演会や介護予防教室の開催、介護予防に関わるボランティア等の人材や地域活動組織の育成等を支援することにより地域における介護予防を推進します。

#### 【具体的取組み】

- ・包括支援センターだよりの発行（月1回 おながわ広報紙面活用）
- ・介護予防普及・啓発パンフレット等の作成、配布
- ・地域遊びリテーションの実施（18か所 84回）
- ・ミニ体力測定の実施（遊びリテーションに併せて各地区で実施）
- ・ふまねつの実施（15か所 60回）
- ・包括出前いきいき講座（随時 地区からの要請に対応）による啓発

### (2) 地域介護予防活動支援事業

○高齢者が自立した日常生活を送り続けることと、生きがいや社会参加のきっかけとなるように、自らが必要な介護予防に関する知識・技術を習得し、継続して実践できるようにします。また、その体験を地域の活動の中で、活かすことができる人材を育成し、地域の担い手が増えることで地域力の向上を目指します。

#### 【具体的取組み】

- ・地域のお世話役育成「ぴんぴん元気推進塾」フォローアップ講座（2回）
- ・転倒予防ミニミニ体操（ロコモ体操）推奨（単位老人クラブ等への推奨）
- ・福筋クラブ自主活動への支援（隔月 2クラブ）
- ・ウォーキングマップ作成に向けた協議と実践（生涯学習課・健康福祉課・社協共同事業）
- ・（仮称）地区健康づくり介護予防委員会の立ち上げに向けた協議（モデル地区選定）
- ・新規活動育成支援（サークル活動等）

### (3) 地域リハビリテーション活動支援事業

○リハビリテーション専門職が通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

#### 【具体的取組み】

- ・すまいの個別相談の実施
- ・集いの場への支援
- ・地域ケア会議への助言

#### (4) 第1号介護予防支援

○地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とし、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質を高めることを目指します。

##### 【具体的取組み】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業において、居宅要支援被保険者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。（介護予防ケアマネジメント）

### 3 任意事業

#### (1) 家族介護支援事業

○家族介護者が地域の中で孤立することなく、また、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、介護者自身の健康増進ができるように支援します。

##### 【具体的取組み】

- ・家族介護者交流会（3回/年）

#### (2) 認知症サポーターの育成

○認知症に関する正しい理解や認知症の方に対する接し方を身につけた認知症サポーターの育成を行います。また、地域での見守りや支え合いにつながるように、サポーターの登録、活動の支援とネットワークの充実を図ります。

##### 【具体的取組み】

- ・認知症サポーター養成講座の開催（地域住民だけでなく、企業や学生等にも開催する）
- ・サポーター交流会の開催

### 4 認知症地域支援・ケア向上事業

#### (1) 認知症地域支援事業

○認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるように、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

##### 【具体的取組み】

- ・本所内に配置されている「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症に関する相談や、地域で安心して生活できる地域の構築を検討・実施します。
- ・「認知症サポーター養成講座」を受講された方々が、地域で活動できるようにサポートします。また、モデル地区を選択しチームオレンジの発足準備を行います。
- \* チームオレンジとは地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズに認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組。近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行うこと。

- ・商店街をはじめ町内の主要な立ち寄りの場所へ認知症対応について啓発し、対象者の非常時及び徘徊等の SOS ネットワークの構築を図ります。
- ・認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集える「ほっとカフェ」の開催。(月1回、2会場) ほっとカフェの開催については、認知症サポーターと相談し協力を得ながら実施します。
- ・認知症の人やその家族が安心して生活することができるよう、介護サービスその他の支援などの情報をまとめた認知症ケアパスを住民、関係機関の意見を聞きながら修正、更新し、支援に役立てられるようにします。
- ・認知症初期集中支援チーム活動へ協働し取り組みます。

## 5 地域ケア会議推進事業

### (1) 自立支援型ケア会議及び個別ケア会議の実施

○多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、支援につなげます。

支援困難事例等のケースについて個別地域ケア会議を開催し、多職種の意見を集約し事例の解決に努めます。

#### 【具体的取組み】

- ・ケア会議等の開催

## 6 生活支援体制整備への協働

○協議体、地域づくりに関する協議の場へ参加し、高齢者の生活課題につながる体制整備や地域住民が主体的に取り組むことを関係機関と協働しながら支援し、ひいては住民活動が自身の介護予防や健康づくり、生きがいにつながるように勧めていきます。

#### 【具体的取組み】

- ・協議体への参加

## 7 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

○各関係機関との定例会議等の参加及び包括支援センターの周知活動等を通じてネットワーク構築を図り、各機関からの情報収集や協働、連携強化や情報共有等がより円滑に行われるようにします。

#### 【具体的取組み】

- ・各種連携会議・研修会への参加
- ・地域づくり会議、協議体への参加

## 8 災害時支援のための協働

○官・民・産が一緒となり、有事に備えた取り組みを進めます。

#### 【具体的取組み】

- ・避難行動要支援者名簿の作成へ協力します。
- ・要配慮者等との避難訓練を実施します。

- ・災害の発生時には災害時要援護者登録者、要支援認定者等の支援が必要な人に対して、行政や自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や避難後の支援を行います。

## 9 指定介護予防支援事業

- 要支援1、2の方に対し、現在の状態の維持・改善が図れるように適切なアセスメントによりその方の状況を踏まえ、目標を設定し、その達成のために必要なサービスを選択、利用できるようマネジメントを行い、自立支援に向けたケアプランを作成していきます。また、第1号介護予防支援事業同様、指定介護予防支援事業の業務の集中により包括的支援事業等の業務遂行に影響がないよう配慮し、職員個々の業務量の確認等をしていきます。なお、指定介護予防支援事業者として、業務の一部を委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、アセスメント業務やケアプランの作成業務等が一体的に行われるように配慮します。更には、指定居宅介護支援事業者の紹介を行う場合には、正当な理由なしに特定の事業者に偏らないように配慮していきます。

# 女川町地域活動支援センターうみねこ園

## 1 目的

障害者又は障害児に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

## 2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

## 3 事業内容

### (1) 基礎的事業

項 目	目 的	内 容
<b>地域活動支援センター 基礎的事業</b> ・ 創作的活動 ・ 生産活動の機会を提供 ・ 社会との交流促進	社会との交流を促進させることによって、障害者等の自立促進と社会参加を図る。	体力づくり レクリエーション 調理実習・創作活動 陶芸・地域交流 販売活動（ゴミ袋等） 園外活動
<b>送迎支援</b>	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	自宅から地域活動支援センターまでの送迎支援

## (2) その他の事業及び活動内容

### ①家族支援

利用者及び保護者（親等）の高齢化に伴うさまざまな問題に対し、きめ細やかな相談対応及び支援を行います。

- ア 保護者懇談会の開催
- イ 保護者向け情報提供および研修会の開催
- ウ 相談受付
- エ 親子交流会の開催
- オ 家庭訪問
- カ 写真入り連絡帳の作成
- キ 親と子の記録集「みちしるべ」の作成支援
- ク 将来を見据えての準備支援

### ②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

- ア 社協だよりへの掲載
- イ ブログの更新
- ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発
- エ 発達障害啓発週間に啓発活動への参加
- オ その他の啓発週間等に関連する事業に参加

### ③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

- ア ゆぼっぼ入浴会
- イ アトム通貨ありがとう制作（町内の事業所の協力のもと新聞の古紙で新聞バッグを作成した対価としてアトム通貨をいただき、それを使って地域の商店街で買い物や昼食会をすることにより、日中活動の充実と地域交流を目的としています。）
- ウ イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンへの参加（毎月11日のイオン・デーに実施している「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」とは、お客様がレジ精算時に受け取った黄色いレシートを地域の登録ボランティア団体名が書いてある店内に備え付けの投函ボックスに投函していただくことで、レシート合計の1%分の品物が各団体へ寄贈されるというものです。このキャンペーンに当センターも登録しています。女川町民のお客様も多いために、このキャンペーンに登録することで、当センターの活動の理解につながることを目的としています。）
- エ 町内行事や地区行事等各イベントへの参加
- オ ボランティアとの交流



4 年間事業計画表

月	行事内容	家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・陶芸・お誕生会 イオン幸せの黄色いレシートキャン ペーン参加・音楽プログラム	保護者懇談会	個別支援会議 部署定例会議
5月	陶芸・お誕生会 クッキング・クリニカルアート	親子交流会 個別面談	部署定例会議
6月	避難訓練（地震・津波） お誕生会・音楽プログラム		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会・陶芸・クリニカルアート クッキング・フラダンス発表会		個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り・陶芸・音楽プログラム お誕生会	親子交流会	個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会・陶芸・クリニカルアート 体力づくり月間（フロアホッケー等）		事業評価会議 部署定例会議
10月	陶芸・親子対抗ミニ運動会 音楽プログラム		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	避難訓練（火災）陶芸・お誕生会 クリニカルアート・クッキング	保護者懇談会	個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会・お誕生会 音楽プログラム&クリニカルアート		部署定例会議
1月	新年を祝う会・音楽プログラム お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分・クリニカルアート クッキング	個別面談	事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会&大正琴コンサート 音楽プログラム		個別支援会議 部署定例会議

# 女川町日中一時支援事業

## 1 目的

障害者及び障害児を一時的に預かることで、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とします。

## 2 運営の方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、女川町及び学校、他の地域生活支援サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 女川町地域福祉計画と本会で策定した地域福祉活動計画の基本理念である「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ」さらには女川町障害者計画・障害福祉計画の基本理念である「障害のある人もない人も町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を目指し、本センター利用者が地域の中で安心して暮らすことができるよう常に、地域とのつながりを意識した事業内容の実施に努めます。

## 3 事業内容

### (1) 基礎的事業

項目	目的	内容
日中一時支援事業	障害者等の日常的な訓練を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図る。	創作活動・レクリエーション・園外活動・季節ごとの行事など、一人ひとりにあった支援
送迎支援	利用者及びその家族がセンターを利用しやすくなるとともに、家族の負担軽減を図る。	障害児等においては、学校から事業所まで及び活動後は自宅までの送迎支援

### (2) 障害児支援

- ①個別支援計画を作成し、計画に基づき支援していきます。
- ②常に保育所、学校、保護者等と連携を密にして、一貫性のある支援をしていきます。
- ③児童の成長を見守るうえでは、学校との情報共有を行うことが大切であることから適宜に情報共有を行っていきます。

(3) その他の事業及び活動内容

①家族支援

利用者及び保護者のさまざまな問題に対し、きめ細やかな支援を行います。

ア 保護者懇談会の開催

イ 保護者向け情報提供および研修会や保護者同士の交流を目的とした事業の開催

ウ 相談支援

エ 写真入り連絡帳の作成

②啓発事業

活動内容を色々な方法で周知することで利用者理解につなげ、利用者が地域の中で生活しやすい環境創りを目指します。

ア 社協だよりへの掲載

イ ブログの更新

ウ その他の事業や地域交流を通じての啓発

③地域交流

利用者が地域の中で生活しやすい環境を創るためには地域の人達の理解は欠かせないものです。地域交流を通じて利用者理解につなげることを目的に行います。

4 年間事業計画表

月	行事内容	相談・家族支援等	職員内部研修等
4月	お花見・音楽プログラム お誕生会		個別支援会議 部署定例会議
5月	ミニ遠足		部署定例会議
6月	収穫祭 避難訓練（地震・津波）		部署定例会議 避難訓練
7月	七夕会 クッキング	保護者個別面談	個別支援会議 部署定例会議
8月	ミニ夏祭り 音楽プログラム		個別支援会議 部署定例会議
9月	芋煮会 お誕生会		事業評価会議 部署定例会議
10月	体力づくり月間（フロアホッケー等） 陶芸・ハロウィンイベント		急病・ケガ発生時想定訓練 部署定例会議
11月	親子交流会 避難訓練（火災）		個別支援会議 避難訓練 部署定例会議
12月	クリスマス会		部署定例会議
1月	新年を祝う会 お誕生会		送迎時事故発生想定訓練 部署定例会議
2月	節分 クッキング		事業評価会議 事業計画会議 部署定例会議
3月	ひなまつり会	保護者個別面談	個別支援会議 部署定例会議